平成２２年（フ）第３４６１号
横浜市青葉区市ケ尾町422番地１　ヴェルデ市ケ尾Ｂ101
債務者　丸子　裕人
１　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４９０号
横浜市金沢区泥亀１丁目25番３―309号
債務者　中村　健太
１　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５２１号
神奈川県海老名市東柏ケ谷３丁目18番12―105号
債務者　佐渡山勝美
１　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５２７号
横浜市旭区市沢町946番地の３　市沢団地２棟214号
債務者　伊賀　紀子
１　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月11日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６１９号
横浜市戸塚区下倉田町1611番地７　グランテラス戸塚702号
債務者　山口千枝美
１　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６２１号
横浜市都筑区茅ケ崎南５丁目８番５―504号
債務者　木崎美由紀（旧姓生田目）
１　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６８６号
横浜市中区山手町24番地　徳永山手ビル104号室
債務者　小島　賢輝
１　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７１６号
横浜市南区吉野町５丁目22番地17　朝日ケ丘ニュースカイマンション803
債務者　中村　真樹（旧姓望月）
１　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７２３号
横浜市南区唐沢86番地　ドエル山手102号
債務者　袴田　厚彦
１　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７２４号
横浜市南区唐沢86番地　ドエル山手102号
債務者　袴田　春美
１　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７７１号
横浜市栄区桂台西１丁目45番９―914号
債務者　小泉さやか（旧姓庄司）
１　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７９９号
横浜市緑区長津田町3024番地５　フレンドポート長津田第２―102号
債務者　小泉真紀子
１　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７号
横浜市瀬谷区南台２丁目11番地の５
債務者　須藤千歌子
１　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７２号
岡山県美作市三保原307番地
債務者　道上　治子
１　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月17日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

財産状況報告集会等の期日変更

平成２２年（フ）第４７号
秋田県湯沢市吹張１丁目１番32号
破産者　佐藤順一郎
主文　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日を平成23年３月24日午後２時15分と変更する。
平成23年１月12日　秋田地方裁判所横手支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第５２７号
宮崎県西都市大字山田1094番地２　市営山田住宅132号、開始決定時の住所宮崎県西都市大字右松559番地
破産者　本部　篤夫
１　決定年月日　平成23年１月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係